

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1 ほか1名

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

第1 事案の概要

1 申立ての概要

本件は、申立人X1ら（以下「申立人ら」という。）が、（省略）双葉郡大熊町からいわき市へ避難したところ、冷蔵庫、食器棚、喪服の購入費用を求めた事案である。

2 損害主張の概要

損害賠償請求額合計	57,000 円
-----------	----------

（内訳）

その他の損害	57,000 円
--------	----------

第2 論点

本件における論点は、家財等の購入費の妥当性である。

(1) 申立人らは、避難のために家財および喪服を購入したところ、被申立人が、被申立人の内部基準にのっとりた金額を支払ったため、差額を請求した。

(2) これに対し、被申立人は、家財等の購入経緯が明らかになるのを待って判断するとして、認否を留保している。

第3 論点に対する仲介委員の判断

提出された資料によると、申立人の請求する損害額は妥当である。

第4 和解案

（省略）

平成24年2月2日

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員長	中村芳彦
-------	------

仲介委員	山田宣郷
------	------

仲介委員	北澤尚登
------	------